第5章 北九州市子ども・子育て支援事業計画

1 幼児期における学校教育・保育の推進

(1)教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、次の理由により、行政区(門司区、小倉北区、小倉南区、若松区、 八幡東区、八幡西区、戸畑区)を単位として設定します。

【主な理由】

- 本市は、五市合併という特異な都市形成の成り立ちから、地理的な要件、人口、交通網や 公的施設等社会的基盤の整備などが、主に行政区を一つのまとまりとして発展してきた経緯 があること。
- 認可保育所の整備は、これまで地域のニーズを踏まえながら適正配置に努めてきたため、 平成26年度当初は待機児童が発生していない。今後は、宅地造成等による地域の児童数の 変動などを踏まえ、行政区の中でバランスを取りながら、適正な教育・保育の提供に努める 必要があること。
- 〇 教育・保育の利用状況を見れば、居宅から移動可能な範囲は送迎バスや自家用車利用などにより、徒歩生活圏から広がっていること。
- 〇 教育・保育の提供は、行政区を一つの単位として情報を集約し、個々の状況に応じた利用 調整を行うこと。
- ※ 教育・保育施設や児童の在園・在所状況は、109ページに掲載しています。

(2)教育・保育の量の見込みと確保の方策

量の見込みは、平成27~31年までの推計児童数に「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」から得られた認定区分ごとの利用意向率を乗じて、教育・保育事業の量の見込みを算定しました。

2 地域における子ども・子育て支援の推進

(1)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

ア. 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦がおのおの希望する医療機関等を選択していることから、その提供区域 は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、各年度の〇歳児の推計児童数に、平成 24 年度の母子健康手帳交付率 1.068 (出生数に対する母子健康手帳の交付件数)を乗じました。また、健診回数は、見込み人数に1人当たりの健診回数(14回)を乗じました。

| 区分 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-------|--|--|--|--|--|
| 量の見込み | 8,486 人 健診回数 118,804 回 | 8,290 人 健診回数 116,060 回 | 8,116 人 健診回数 113,624 回 | 7,945 人 健診回数 112,230 回 | 7,776 人 健診回数 108,864 回 |
| 確保の方策 | [実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所[検査項目]厚付 ・ 対働省が示すと ・ 対働省が示準に ・ 対しまする ・ 実施時期]通年 | [実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所[検査項目]厚生労働省が示す健設実施基準に準ずる[実施時期]通年 | [実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所[検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる[実施時期]通年 | [実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所[検査項目]厚生労働省が示す健設実施基準に準ずる[実施時期]通年 | [実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所[検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる[実施時期]通年 |

イ. 生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業〈乳児家庭全戸訪問事業〉

乳児家庭全戸訪問は、居住区外への里帰り分娩も含め、各区間で連絡調整しつつ、4か月までの乳児のいる家庭全世帯へ訪問することから、その提供区域は市全域を単位として設定します。 量の見込みは、各年度の〇歳児の推計児童数を設定しました。

| 区分 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------|------------------------------------|---------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 量の 見込み | 7,946 人 | 7,763 人 | 7,600 人 | 7,440 人 | 7,281 人 |
| 確保の 方策 | [実施体制] 363 人 [実施機関] 北九州市等 | 363 人 | [実施体制] 363 人 [実施機関] 北九州市等 | [実施体制] 363 人 [実施機関] 北九州市等 | [実施体制] 363 人 [実施機関] 北九州市等 |

ウ. 育児支援家庭訪問事業〈養育支援訪問事業〉

育児支援家庭訪問事業は、全市統一の訪問基準により、保健師等(区)や専門機関(市)が連携しながら専門的支援を行っていることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、育児支援家庭訪問事業の平成 24 年度実績 2,322 人に、平成 22~24 年度 までの実績の平均増加率 1.03 を、順次乗じて算出しました。

| 区分 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------|------------------------------------|---------|---------|------------------------------------|------------------------------------|
| 量の 見込み | 2,538 人 | 2,614 人 | 2,692 人 | 2,773 人 | 2,856 人 |
| 確保の方策 | [実施体制] 101 人 [実施機関] 北九州市等 | 101 人 | 101 人 | [実施体制] 101 人 [実施機関] 北九州市等 | [実施体制] 101 人 [実施機関] 北九州市等 |

エ. 保育サービスコンシェルジュ〈利用者支援事業〉

保育サービスコンシェルジュは、行政区をまたぐ入所希望も想定されることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、行政区を一つのまとまりとして保育サービス等の情報を集約し、利用者の希望 を聞きながら入所などの手続きを進めることから、各区1か所と設定しました。

| 区分 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見 込み | 7 か所 |
| 確保の 方策 | 7 か所 |

オ. 親子ふれあいルーム、地域子育て支援センターなど〈地域子育て支援拠点事業〉

親子ふれあいルームや地域子育て支援センターなどは、利用者にとって住所地に関わらず利用することができるため、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等を基に算出しました。

| 区分 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|----------|----------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 量の見込み | 610,704 人回 | 605,604 人回 | 601,056 人回 | 588,468 人回 | 576,468 人回 |
| 保 の | 地域子育て支援拠点事業 および類似の施設·事業 | 23 か所 | 21 か所 | 21 か所 | 21 か所 | 21 か所 |
| 方策 | その他の施設・事業 | 74 か所 |

- ※1 「地域子育て支援拠点事業」とは、区役所等にある親子ふれあいルームや保育所にある地域子 育て支援センターを指します。
- ※2 「類似の施設・事業」とは、一部の児童館内にある親子ふれあいルームや、子どもの館、子育 てふれあい交流プラザを指します。
- ※3 「その他の施設・事業」とは、フリースペースがある市民センターを指します。

カ. ショートステイ事業〈子育て短期支援事業〉

ショートステイ事業は、受入先となる児童養護施設等の施設が限られており、求められる量を確保するには広域で対応する必要があるため、その提供区域は市全域を単位として設定します。 量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、ショー

童の見込みは、「北九州中于とも・ナ自てに関する中氏アフグート調査」で把握した、シトステイ事業の利用希望を基に算出しました。

| 区分 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 量の 見込み | 858 人日 | 850 人日 | 840 人日 | 830 人日 | 817 人日 |
| 確保の 方策 | 858 人日 (7 か所) | 850 人日 (7 か所) | 840 人日 (7 か所) | 830 人日 (7 か所) | 817 人日 (7 か所) |

キ. 一時預かり事業

① 幼稚園預かり保育事業

一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)は、市内全ての私立幼稚園で実施している預かり保育からの移行に対応するため、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、幼稚園預かり保育の利用希望を基に算出しました。

| | 区分 | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------|-----------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 量の | 1号認定による利用 | 97,260 | 96,480 | 95,119 | 94,107 | 93,515 |
| 見込み | | 人日 | 人日 | 人日 | 人日 | 人日 |
| 光込み | 2号認定による利用 | 867,788 | 860,405 | 849,595 | 840,633 | 835,352 |
| (a) | | 人日 | 人日 | 人日 | 人日 | 人日 |
| 確保の | 一時預かり事業 | 270,000 | 300,000 | 500,000 | 700,000 | 850,000 |
| 方策 | (在園児対象型) | 人日 | 人日 | 人日 | 人日 | 人日 |
| (b) | | | 681,000 人日 | 454,000 人日 | 254,000 人日 | 104,000 人日 |
| (b) - (a) | | 15,952 | 24,115 | 9,286 | 19,260 | 25,133 |
| | | 人日 | 人日 | 人日 | 人日 | 人日 |

② 一時保育事業、ほっと子育てふれあい事業 (就学前児童)、トワイライトステイ事業

当該3事業は、保護者の希望で事業や預け先を選定し、広範囲にわたり事業が実施されている ことから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、幼稚園預かり保育を除く一時預かり事業の利用希望を基に算出しました。

| | 区分 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----|--------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 量の見込み(a) | 349,311 人日 | 346,388 人日 | 342,851 人日 | 336,748 人日 | 330,993 人日 |
| 確保 | 一時預かり事業 (在園児対象型を除く) | 274,248 人日 | 288,312 人日 | 302,376 人日 | 305,892 人日 | 309,408 人日 |
| の方策 | ほっと子育てふれあい 事業(病児・緊急対応 強化事業を除く) | 13,565 人日 | 17,741 人日 | 22,422 人日 | 27,696 人日 | 33,592 人日 |
| (b) | トワイライトステイ事業 | 168 人日 | 189 人日 | 208 人日 | 229 人日 | 252 人日 |
| | (b) - (a) | ▲61,330 人日 | ▲40,146 人日 | ▲17,845 人日 | ▲2,931 人日 | 12,259 人日 |

[※] ほっと子育てふれあい事業とは、ファミリーサポート事業のことを指します。

ク. 延長保育事業〈時間外保育事業〉

延長保育事業は、全市単位で必要量を確保するよう実施してきていることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、延長保育事業の利用希望を基に算出しました。

| | 区分 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の |)見込み(a) | 3,803 人 | 3,769 人 | 3,730 人 | 3,666 人 | 3,610 人 |
| 確保の 方策 | 保育所 | 3,234 人 | 3,318 人 | 3,402 人 | 3,423 人 | 3,444 人 |
| (b) | 認定こども園 | 42 人 | 84 人 | 126 人 | 210 人 | 294 人 |
| (| b) - (a) | ▲527 人 | ▲367 人 | ▲202 人 | ▲33 人 | 128 人 |

ケ. 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、受託希望の医療機関が限られており、必要量を確保するためにはできるだけ区域を広くする必要があるため、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、病児・ 病後児保育事業の利用希望を基に算出しました。

| 区分 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み(a) | 41,444 人日 | 41,118 人日 | 40,704 人日 | 40,064 人日 | 39,507 人日 |
| 確保の方策(b) | 32,230 人日 | 35,160 人日 | 38,090 人日 | 38,090 人日 | 41,020 人日 |
| (b) - (a) | ▲9,214 人日 | ▲5,958 人日 | ▲2,614 人日 | ▲1,974 人日 | 1,513 人日 |

コ. ほっと子育てふれあい事業(就学後)

ほっと子育てふれあい事業は、保護者の希望で事業や預け先を選定し、広範囲にわたり事業が 実施されていることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、ほっと子育てふれあい事業を就学後児童が利用した実績等や、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」などで把握した、ほっと子育てふれあい事業(就学後児童対象分)の利用希望などを勘案し算定しました。

| 区分 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 量の見込み(a) | 7,666 人日 | 7,666 人日 | 7,685 人日 | 7,682 人日 | 7,675 人日 |
| 確保の方策(b) | 3,391 人日 | 4,435 人日 | 5,606 人日 | 6,924 人日 | 8,398 人日 |
| (b) - (a) | ▲4,275 人日 | ▲3,231 人日 | ▲2,079 人日 | ▲758 人日 | 723 人日 |

[※] ほっと子育てふれあい事業とは、ファミリーサポート事業のことを指します。

サ. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

放課後児童クラブの全児童化(小学校に通う全ての児童が対象)の際に、必要とされる全ての 小学校区にクラブの設置を終えたため、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の放課後児童クラブの登録児童数、利用率等や、「北九州市子ども・子育 てに関する市民アンケート調査」などで把握した、放課後児童健全育成事業の利用希望などを勘 案し算定しました。

| 区分 | 27 年度 28 年度 | | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | |
|-----------|-------------|----------|----------|----------|----------|--|
| 量の見込み(a) | 11,161 人 | 11,578 人 | 11,753 人 | 11,760 人 | 11,670 人 | |
| | (132 か所) | (132 か所) | (133 か所) | (133 か所) | (133 か所) | |
| 確保の方策(b) | 12,051 人 | 12,051 人 | 12,244 人 | 12,244 人 | 12,244 人 | |
| | (132 か所) | (132 か所) | (133 か所) | (133 か所) | (133 か所) | |
| (b) - (a) | 890 人 | 473 人 | 491 人 | 484 人 | 574 人 | |
| | (0 か所) | (0 か所) | (0 か所) | (0 か所) | (0 か所) | |

[※] 住宅開発等の影響で利用児童が増加し、既存施設で児童の専用区画の確保が難しくなる箇所については、施設の増設等により対応します。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

(1)認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。平成18年に認定こども園制度が創設されましたが、市内では幼稚園型認定こども園の2園(平成26年4月現在)に止まっています。

新制度では、幼保連携型認定こども園は単一の施設として、本市に認可・指導監督等が一本化されるなど、認定こども園制度の改善が図られており、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所等事業者の意向などを踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めていきます。

【区域別の目標設置数・設置時期】

| 区域名 | 市全域 | 門司区 | 小倉 北区 | 小倉 南区 | 若松区 | 八幡 東区 | 八幡 西区 | 戸畑区 |
|------|------------|-----|----------|----------|-----|----------|----------|-----|
| 設置数 | 27 施設 | 2施設 | 5施設 | 6施設 | 2施設 | 2施設 | 8施設 | 2施設 |
| 設置時期 | 平成 31 年度まで | | | | | | | |

【幼稚園から認定こども園への移行】

本市の教育・保育の提供区域である行政区において、幼稚園から認定こども園への移行の認可 又は認定の申請があった場合における基本指針(案)第三の四の2ウの「市町村計画で定める人 数」は、下記のとおりとします。 (単位:人)

| 区域名 | 市全域 | 門司区 | 小倉 北区 | 小倉 南区 | 若松区 | 八幡 東区 | 八幡 西区 | 戸畑区 |
|-----|-------|-----|----------|----------|-----|----------|----------|-----|
| 人数 | 6,000 | 600 | 800 | 1,600 | 500 | 500 | 1,800 | 200 |

[※] 上記人数は、確保の内容の算出に用いた「平成25年5月1日現在の幼稚園在園者数」を基に算出 しました。

【保育所から認定こども園への移行】

本市の教育・保育の提供区域である行政区において、保育所から認定こども園への移行の認可 又は認定の申請があった場合における基本指針(案)第三の四の2ウの「市町村計画で定める人 数」は、下記のとおりとします。 (単位:人)

| 区域名 | 市全域 | 門司区 | 小倉 北区 | 小倉 南区 | 若松区 | 八幡東区 | 八幡西区 | 戸畑区 |
|-----|-------|-----|----------|----------|-----|------|-------|-----|
| 人数 | 6,700 | 700 | 1,300 | 1,500 | 600 | 600 | 1,500 | 500 |

[※] 上記人数は、確保の内容の算出に用いた「平成26年3月1日現在の保育所在園者数」を基に算出しました。

(2)教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性とその推進

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもや子育て家庭をめぐる環境が困難な状況にある中、地域社会の構成員は保護者に寄り添い子育てを支援し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

特に乳幼児期においては、子どもの発達において人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、 安心できる人的および物的環境の下で、子どもの生命の保持や情緒の安定を図るための援助が行 えるよう質の高い教育・保育を総合的に提供する必要があります。

また、全ての子どもや家庭を対象に、地域において、妊娠・出産期から切れ目のない支援や子育でに関する相談、情報提供、保護者の学びなど多様で総合的な子育で支援に取り組む必要があります。

本市は、このような子育て支援を総合的・計画的に実施するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、毎年度、進捗状況の把握など点検・評価を行いながら着実に進めていきます。

(3)教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

小規模保育事業等から保育所等への接続、保育所・幼稚園等から小学校への接続は、保護者に も子どもの発達にとっても、より円滑に進むことが望まれます。

そこで本市は、小規模保育事業など地域型保育事業に連携施設を設定することや各区役所に保育サービスコンシェルジュを配置することで、小規模保育事業等から保育所等への円滑な接続を確保していきます。

また、保育所・幼稚園等から小学校への接続については、関係機関が保幼小連携推進連絡協議会を設置し連絡・連携体制づくりを進めるとともに、合同研修会の開催や啓発パンフレットの活用など連携の質の向上にも努めていきます。

なお、具体的な取り組みは、施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」のうち、柱①「保育量の確保と教育・保育の質の向上」や柱④「保育所、幼稚園等と小学校の連携」などに掲載しています。

4 幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する者 の確保と、資質向上のための取り組み

質の高い幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援の提供に当たって、基本となるのは人材であり、国や地方自治体、事業者は従事する人材の確保と養成を総合的に取り組むことが重要です。

そこで本市は、保育士等の人材確保に向けて、保育士資格取得見込みの学生等を対象にした就職説明会や保育士資格を再活用するための研修を実施するとともに、保育士の処遇改善に取り組む施設への支援を行います。また、福岡県が都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める、保育士等教育・保育に従事する者の確保に係る取り組みと連動しながら、人材の確保に努め、本市の子ども・子育て支援事業計画を着実に進めるための環境づくりにも取り組んでいきます。教育・保育の質の向上については、幼稚園教諭や保育士等を対象に実施する研修内容を充実し、専門性の向上を図ります。

地域子ども・子育て支援事業についても、関係職員を対象とする研修の実施はもとより、さまざまな専門機関との連携などにより子どもの処遇や支援内容の充実に努めます。

なお、具体的な取り組みは、施策1「母子保健」や施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」、 施策8「放課後児童クラブ」などに掲載しています。

5 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用 の確保

産後や育児休業後の保育の提供については、保護者が保育所等への入所時期を考慮して、取得中の育児休業を途中で切り上げるなどの状況があることを踏まえ、希望者が育児休業満了時から保育を利用できる環境を整えることが重要です。

そこで本市は、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園の普及や保育所の増設・定員の見直し、小規模保育事業の実施などにより保育の量的拡大を図り、育児休業を切り上げる必要のない体制を確保します。また、各区役所に保育サービスコンシェルジュを配置し、保護者の希望に応じた多様な保育サービスの情報を提供するなど、きめ細やかな対応に努めていきます。

なお、具体的な取り組みは、施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」のうち、柱①「保育の量の確保と教育・保育の質の向上」や柱②「幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実」、柱⑥「教育・保育に関する情報提供」などに掲載しています。

6 子どもに関わる専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の 実施と連携

社会的養護が必要な子どもや児童虐待への対応、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策など特

別な支援を要する子どもへの支援を促進するためには、各機関での専門的な対応や相互の連携が必要です。

そこで本市は、社会的養護が必要な子どもへの支援として、家庭的養護を推進するため、児童 養護施設の小規模化や里親・ファミリーホームの普及に努めるとともに、職員の資質向上や子ど もの自立に向けた支援などに取り組んでいきます。

ひとり親家庭については、安定的な収入を確保するため、就労支援のさらなる充実を図るとと もに、子育て・生活支援や経済的支援などにも努め、総合的な自立支援に向けての取り組みを進めていきます。

児童虐待については、育児不安の軽減を図るなど発生予防に努めるとともに、児童虐待が発生 したときは早期発見・早期対応に努め、子どもの安全を第一に考えた取り組みを進めていきます。 障害児施策については、早期発見と相談・支援体制の強化や専門機関の機能強化を図るととも に、発達障害のある子どもへの支援の充実や社会的な理解の促進を図ります。

あわせて、これらの専門機関や関係部署が相互に連携しながら、特別な支援を要する子どもへの支援を充実していきます。

なお、具体的な取り組みは、施策 11「社会的養護が必要な子どもの支援」や施策 12「ひとり親家庭への支援」、施策 13「児童虐待への対応」、施策 14「障害のある子どもへの支援」などに掲載しています。

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する 施策との連携

子育てしやすい環境づくりを進めるためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) の推進とさまざまな子育て支援施策を、同時並行で取り組んでいくことが不可欠です。

そこで本市は、働き方やライフスタイルの見直しを図り、男女が協力して子育てする環境づくりを進めるため、「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心として、企業や働く人、市民、行政が一体となり、広報・啓発や事業主・市民の理解の促進、ワーク・ライフ・バランス表彰の実施、企業へのアドバイザーの派遣、男性の家事・育児への参加の促進などに取り組んでいきます。

あわせて、多様な働き方に対応した保育や放課後健全育成事業の充実にも取り組みます。

なお、具体的な取り組みは、施策5「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」 や施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」、施策8「放課後児童クラブ」などに掲載しています。

※ なお、本計画に掲載していない事項は、子ども・子育て支援法やその基本指針等の 関係法令などに従い実施していきます。

≪参考≫ 子ども・子育て支援事業計画関連資料

■ 平成27年から平成31年までの推計児童数

(1)推計児童数の算定の考え方

平成27~31年までの推計児童数は、国の示した「地域行動計画策定の手引き」に基づき算定しました。基礎となる人口のデータは、平成21~25年の本市の住民基本台帳の登録人口(外国人登録を含む)を使用しました。なお、今回示したのは推計値であり、今後の出生の動向などにより誤差が生じるおそれがあります。

(2)推計児童数(各年4月1日の児童数)

【市全域】 (単位:人)

| 年齢 | | 27年 | 28 年 | 29 年 | 30年 | 31年 |
|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | O歳 | 7,946 | 7,763 | 7,600 | 7,440 | 7,281 |
| 0~5歳 | 1.2歳 | 16,071 | 16,061 | 16,035 | 15,679 | 15,347 |
| 0~5成 | 3~5歳 | 24,954 | 24,728 | 24,392 | 24,117 | 23,914 |
| | 小計 | 48,971 | 48,552 | 48,027 | 47,236 | 46,542 |
| 6~11歳 | | 50,198 | 50,169 | 50,072 | 50,182 | 49,945 |

【門司区】 (単位:人)

| 年齢 | | 27年 | 28 年 | 29 年 | 30年 | 31 年 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 0歳 | 685 | 662 | 639 | 621 | 600 |
| 0~5歳 | 1.2歳 | 1,409 | 1,423 | 1,420 | 1,372 | 1,329 |
| | 3~5歳 | 2,311 | 2,308 | 2,224 | 2,204 | 2,192 |
| | 小計 | 4,405 | 4,393 | 4,283 | 4,197 | 4,121 |
| 6~11歳 | | 4,975 | 4,904 | 4,926 | 4,878 | 4,842 |

【小倉北区】 (単位:人)

| 年齢 | | 27 年 | 28 年 | 29 年 | 30 年 | 31 年 |
|-------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 0歳 | 1,544 | 1,525 | 1,505 | 1,482 | 1,461 |
| O E '' | 1.2歳 | 2,947 | 2,976 | 3,002 | 2,963 | 2,920 |
| 0~5歳 | 3~5歳 | 4,258 | 4,243 | 4,241 | 4,261 | 4,270 |
| | 小計 | 8,749 | 8,744 | 8,748 | 8,706 | 8,651 |
| 6~11歳 | | 7,980 | 7,978 | 7,946 | 7,995 | 7,972 |

【小倉南区】

(単位:人)

| 年齢 | | 27 年 | 28 年 | 29 年 | 30年 | 31 年 |
|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 0歳 | 1,999 | 1,961 | 1,931 | 1,902 | 1,874 |
| 0~5歳 | 1.2歳 | 4,121 | 4,042 | 4,029 | 3,961 | 3,902 |
| 0,~5歳 | 3~5歳 | 6,147 | 6,188 | 6,062 | 6,093 | 5,977 |
| | 小計 | 12,267 | 12,191 | 12,022 | 11,956 | 11,753 |
| 6~11歳 | | 12,418 | 12,410 | 12,444 | 12,352 | 12,417 |

【若松区】 (単位:人)

| 年齢 | | 27 年 | 28 年 | 29 年 | 30 年 | 31 年 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | O歳 | 572 | 553 | 535 | 519 | 503 |
| 0~5歳 | 1.2歳 | 1,252 | 1,226 | 1,219 | 1,178 | 1,140 |
| 0~5成 | 3~5歳 | 2,035 | 2,047 | 2,018 | 2,009 | 1,959 |
| | 小計 | 3,859 | 3,826 | 3,772 | 3,706 | 3,602 |
| 6~11歳 | | 4,456 | 4,456 | 4,465 | 4,480 | 4,460 |

【八幡東区】 (単位:人)

| 年齢 | | 27年 | 28 年 | 29 年 | 30年 | 31 年 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0 545 | 0歳 | 442 | 430 | 417 | 404 | 391 |
| | 1.2歳 | 933 | 936 | 928 | 902 | 875 |
| 0~5歳 | 3~5歳 | 1,613 | 1,596 | 1,561 | 1,522 | 1,513 |
| | 小計 | 2,988 | 2,962 | 2,906 | 2,828 | 2,779 |
| 6~11歳 | | 3,233 | 3,254 | 3,304 | 3,379 | 3,391 |

【八幡西区】 (単位:人)

| 年齢 | | 27 年 | 28 年 | 29 年 | 30 年 | 31 年 |
|-----------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 0歳 | 2,276 | 2,218 | 2,169 | 2,120 | 2,071 |
| 0 - 15 '5 | 1.2歳 | 4,561 | 4,620 | 4,611 | 4,501 | 4,401 |
| 0~5歳 | 3~5歳 | 7,288 | 7,107 | 7,063 | 6,851 | 6,850 |
| | 小計 | 14,125 | 13,945 | 13,843 | 13,472 | 13,322 |
| 6~11歳 | | 14,382 | 14,478 | 14,421 | 14,599 | 14,433 |

【戸畑区】 (単位:人)

| 年齢 | | 27 年 | 28 年 | 29 年 | 30年 | 31 年 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0~5歳 | 0歳 | 428 | 414 | 404 | 392 | 381 |
| | 1.2歳 | 848 | 838 | 826 | 802 | 780 |
| | 3~5歳 | 1,302 | 1,239 | 1,223 | 1,177 | 1,153 |
| | 小計 | 2,578 | 2,491 | 2,453 | 2,371 | 2,314 |
| 6~11歳 | | 2,754 | 2,689 | 2,566 | 2,499 | 2,430 |

■ 利用意向率

北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査により、就学前児童の保護者の教育・保育の利用希望を把握し、次のとおり利用意向率を算定しました。

【市全域】

| | 1号 | 2号 | | 3号 | |
|-------|--------|----------|-------|----------|-------|
| | 3~5歳 | 3~5歳 | | 0~2歳 | |
| 認定区分 | 学校教育のみ | 保育の必要性あり | | 保育の必要性あり | |
| | | 幼児期の学校教育 | 左記以外 | 1 · 2歳 | O歳 |
| | | の利用希望が強い | 在記以外 | 一 | 0 版 |
| 利用意向率 | 45.9% | 14.5% | 36.1% | | 41.2% |